

柏原市結婚支援事業業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市結婚支援事業業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

1 業務目的

本業務は、結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供するとともに、婚活を行ううえで役立つスキルアップセミナーを開催することで、参加者の結婚の希望を叶え、本市における少子化対策の強化及び移住定住の促進につなげることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

柏原市結婚支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「柏原市結婚支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール

期 日 等	項 目
令和8年5月28日（木）	公告（公募開始）、質問受付開始
令和8年6月5日（金）	質問受付終了
令和8年6月9日（火）	質問回答（最終更新）
令和8年6月11日（木）	参加申込の受付終了
令和8年6月15日（月）	参加資格審査の結果通知
令和8年6月15日（月）	提案書受付開始
令和8年7月1日（水）	提案書受付終了
令和8年7月7日（火）	審査（プレゼンテーション審査）
令和8年7月10日（金）	結果通知
令和8年7月下旬	契約締結

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から契約締結日までの期間に、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成31年3月29日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員及び同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じていること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (8) 法人格を有し、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、同種又は類似の業務実績（官・民を問わない）を有すること。

6 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 業務実施体制調書（様式4）

オ 同意書（様式5）

カ 誓約書（様式6）

キ 印鑑登録証明書の写し

※参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後3箇月以内のもの

ク 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※法務局で発行する法人の証明書で発行後3箇月以内のもの

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

※法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）で発行後3箇月以内のもの

(2) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後4時30分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

下記14の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本1部（代表者印押印のもの）

イ 副本1部（正本の写し）

(6) 参加資格審査

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和8年6月15日（月）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」にて通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

(7) 結果に関する問合せ

参加資格を認められなかった者は、審査結果について、令和8年6月24日（水）午後4時30分までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

7 質問及び回答

本実施要領の内容等に関する質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等に対する追加又は修正とみなす。

(1) 質問期限

令和8年6月5日（金）正午まで

(2) 質問方法

質問書（様式7）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※電子メールの件名は、以下のとおりとすること。

「【会社名】柏原市結婚支援事業業務公募型プロポーザルに関する質問」

(3) 質問先

下記14の担当部署

(4) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにて順次公開し、令和8年6月9日（火）午後5時15分を最終の更新

とする。

※質問者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式 8）

イ 提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式 9）

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 4 時 3 0 分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

下記 14 の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）

イ 副本 7 部（事業者と特定できるような表現や企業名は用いないこと。）

(6) 提案書の構成

仕様書の内容を踏まえ、別紙「柏原市結婚支援事業業務審査基準表」にある内容を記載すること。

9 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式 1 0）の正本 1 部を、下記 14 の担当部署へ提出すること。

10 審査（プレゼンテーション）

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、選定委員会が当該業務に最も適した提案をしたものを候補者として選定する。

(1) 実施日時

令和 8 年 7 月 7 日（火）

※実施日時の詳細については、「参加資格審査結果通知書」に明記する。

(2) 実施会場

柏原市役所4階 中会議室

(3) 実施時間

1 提案者につき、30分以内とする。

(提案15分以内、質疑応答15分以内)

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの出席者は、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。

エ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

オ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は各自で用意すること。

11 審査項目・配点

本業務の提案に係る審査項目・配点は、別紙「柏原市結婚支援事業業務審査基準表」のとおりとする。

12 審査方法・審査結果

(1) 審査

柏原市結婚支援事業業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高評価点を得た者を候補者として決定する。ただし、審査評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。最高評価点の者が2者以上となった場合は、見積額の低い方を選定する。なお、見積額が同額の場合は、選定委員の合議により決定するものとする。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) 結果通知

審査結果は、令和8年7月10日(金)に企画提案書に記載された電子メールアドレスへ「審査結果通知書」にて通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

(4) 審査結果の公表

前項(3)と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案事業者の名称、評価点及び提案金額を公表する。

なお、契約締結者以外の提案事業者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。

また、提案事業者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

(5) 結果に関する問合せ

選定されなかった者は、審査結果について、令和8年7月17日（金）午後4時30分までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

13 その他

(1) 提案者からの提案は1案とする。

(2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。ただし、下記(9)(10)を除き、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。

ア 前記5の参加資格要件を満たさなくなった場合

イ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

オ 提出書類に虚偽の記載があった場合

カ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合

キ 見積金額が提案上限額を超えている場合

ク プレゼンテーションに参加しない場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

(7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。

(8) 地方自治法施行令第167条の16及び柏原市財務規則第107条に規定する契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

(9) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(10) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成12年10月6日条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については

決定後の開示とする。

(11) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

14 担当部署

柏原市 福祉こども部 子育て支援課 担当：木原・乾

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話：072-972-1563

FAX：072-973-3782

メール：kodomoseisaku@city.kashiwara.lg.jp